

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成40年12月31日まで)

秋 本 地 第 1 4 号
平 成 3 0 年 1 月 2 9 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の一部改正について（例規）

秋田県警察における交番・駐在所連絡協議会については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（例規）」（平成8年1月4日付け秋本地第1号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、交番・駐在所連絡協議会の効果的な運用が図られるよう旧例規を見直し、2月1日から、別添「交番・駐在所連絡協議会要綱」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、1月31日をもって廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「安全の会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置の目的

安全の会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3 種別

安全の会の種別は、次に掲げるものとする。

- 1 交番等の各所管区を単位として設置する会
- 2 地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して設置する会
- 3 所管区等を単位とせず、職種、地区等に着目し目的等を限定して設置する会

第4 設置及び組織

- 1 安全の会は、原則として第3の1により全所管区に設置するものとし、第3の2又は第3の3に該当する安全の会を設置する場合は、あらかじめ生活安全部地域課長と協議するものとする。
- 2 安全の会は、委員（以下「安全パートナー」という。）及び運営担当者をもって構成するものとする。
- 3 運営担当者は、安全の会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。
- 4 警察署長（以下「署長」という。）は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。
- 5 運営責任者は、安全の会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第5 安全パートナーの委嘱

- 1 安全パートナーは、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、運営責任者の推薦に基づき、署長が委嘱すること。
- 2 推薦は、安全パートナー推薦書（別記様式1）により行うこと。
- 3 委嘱は、委嘱書（別記様式2）を交付して行うこと。
- 4 安全パートナーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6 所管区安全の会の名称

所管区安全の会の名称は、所管区名を冠するものとする。

第7 会議の開催

- 1 会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、年に1回以上開催すること。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催すること。
- 4 会議は、組織の構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時、地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催すること。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得ること。

第8 協議事項

安全の会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穩に関する問題について情報提供をするとともに、意見、要望について必要な検討、協議を行うものとする。

第9 留意事項

安全の会の開催に当たっては、次に掲げる事項に配慮して効果が上がるよう努めること。

- 1 署長は、安全の会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を行うほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて他機関との連絡調整や具体的な支援体制など適宜適切な措置を講じること。
- 2 署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど組織的かつ適切な運営に努めること。
- 3 生活安全部地域課長は、警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指導を行うこと。

第10 報告

安全の会の設置については、安全の会設置報告書（別記様式3）、開催結果については、安全の会開催結果報告書（別記様式4）により報告すること。

別記様式2

委 嘱 書

殿

あなたを 年 月 日から 年 月 日まで

交番（駐在所）連絡協議会委員（安全パートナー）に委嘱します

年 月 日

警 察 署 長

階級 氏

名 印

別記様式4

期	日	指	定
保管期限	年	月	日まで
	年	月	日

秋 田 県 警 察 本 部 長 殿
 (地 域 課 長)

警 察 署 長

安 全 の 会 開 催 結 果 報 告 書

安全の会名称	
開 催 日 時	月 日 () 時 分から 時 分まで
開 催 場 所	
出 席 者	安全パートナー 人 (地域安全推進員 人) 安全パートナー以外 人 運 営 担 当 者 人
議 題	
協 議 事 項	
措 置 状 況	
そ の 他	

※ 安全の会開催の都度報告すること。